

平成29年度省エネ性能に関する審査体制整備事業補助金交付規程

一般社団法人 住宅性能評価・表示協会

第1 通則

一般社団法人住宅性能評価・表示協会（以下「当協会」という。）が行う登録住宅性能評価機関又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関に対する評価支援事業に要する補助金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び第16に定める関係法令及び関連通知によるほか、この規程の定めるところによる。

第2 目的

この交付規程は、住宅市場整備推進等事業費補助金交付要綱（平成21年4月1日国住生第4号）（以下「要綱」という。）第15の規定に基づき、当協会が、省エネ性能に関する審査体制整備事業に関する事務事業を行う者として補助金交付の手続き等を定め、もってその業務の適正かつ確実な処理を図ることを目的とする。

第3 交付対象

補助金の交付対象事業は、要綱第4第一号カ(3)に定められた事業であって、登録住宅性能評価機関又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関が実施する建築物のエネルギー消費性能に関する審査体制の整備に係る事業とする。

第4 補助金の額

- 1 補助金の額は、要綱第5第一号カに定められた補助限度額以内の額とする。ただし、建築物の省エネ性能に係る評価手数料の減免額を合計した額を限度とする。
- 2 前項の補助金の額には、消費税及び地方消費税に係る部分並びに国費が充当される他の補助金の交付対象に係る部分に対する補助金の額を含めないものとする。

第5 補助金の交付の申請

- 1 補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金交付申請書その他必要な書類を第17に規定する平成29年度省エネ性能に関する審査体制整備事業補助金交付申請等マニュアル（以下、「マニュアル」という。）に従って当協会に提出しなければならない。
- 2 当協会は、過去3カ年度内に住宅局所管事業補助金において、本規程第13（交付決定の取り消し）に相当する理由で補助金の返還を求められたことのある者等の本補助金への申請を原則として制限するものとし、本補助金の申請にあたっては、申請の制限に係る事案の有無等について、申告を求めるものとする。
- 3 当協会は、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者、不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団若しくは暴力団員を利用している者、資金等の供給若し

くは便宜の供与等により直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者、又は暴力団若しくは暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有している者の本補助金への申請を制限するものとし、本補助金の申請にあたっては、当該申請を制限される者に該当しないことについての申告を求めるものとする。

- 4 当協会は、本補助金の交付後に、第2項及び第3項の規定に基づく申告の内容に虚偽等が存することが判明した場合には、第13に定めるところにより、本補助金の返還（補助金の交付から返還時までの法定利息に係る分を含む）を求めることができる。

第6 補助金の交付の決定等

- 1 当協会は、第5の規定による補助金交付申請書等の提出があったとき、審査の上適当と認められるときは、補助金の交付の決定を行い、その決定の内容及びこれに条件を付したときには、その条件を補助金の交付等の申請をした者に通知するものとする。
- 2 前1項に定めるもののほか、当協会は交付の決定を行う当たり、次に掲げる条件を付して交付の決定を行うものとする。
 - 一 補助事業の内容等の変更をしようとする場合、補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、あらかじめ当協会の承認を得ること。
 - 二 補助事業が予定の期限までに完了しない場合又は遂行が困難になった場合は、当協会にすみやかに報告して、指示を受けること。
 - 三 その他必要な事項

第7 申請の取下げ

第6の通知を受けた者は、当該通知に係る補助金交付の決定内容、及びこれに付された条件に不服があるときは、当協会の定める期日までに申請の取り下げを行うことができる。

第8 計画変更の承認等

- 1 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付決定通知を受けた補助事業について、次の各号に該当する行為をしようとするときは、あらかじめ、当協会の承認を得なければならない。
 - 一 交付申請の内容又は交付申請に要する経費の配分の変更をしようとする場合
 - 二 交付申請を中止し、又は廃止する場合
- 2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに当協会に報告してその指示を受けなければならない。

第9 状況の報告

当協会は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の進行状況に関する報告を求め、又はその進行状況を調査することができる。

第10 実績の報告等

- 1 補助事業者は、補助事業が完了したとき（第8第1項第二号の規定により補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、マニュアルに定める実績報告受付期間に、完了実績報告書その他必要な書類をマニュアルに従って当協会に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は前項の場合において、やむを得ない理由によりその提出が遅延する場合には、あらかじめ当協会の承認を受けなければならない。

第 11 補助金の額の確定

当協会は、第 10 第 1 項の完了実績報告書の提出を受けた場合においては、その内容の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金交付の決定内容及びこれに付された条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

第 12 補助金の支払い

- 1 補助金は、第 11 の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払われるものとする。
- 2 補助事業者は、補助金の支払いを受けようとするときは、請求書を当協会に提出しなければならない。

第 13 交付決定の取り消し

- 1 次の各号のいずれかに該当するときは、当協会は、補助事業者に対して、補助金の全部若しくは一部を交付せず、その交付を停止し、又は交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。
 - 一 補助事業者が補助金交付の条件に違反した場合
 - 二 補助事業者が補助事業に関して不正、怠慢、虚偽その他不適當な行為をした場合
 - 三 交付の決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
 - 四 前 3 号に掲げる場合のほか、補助事業者が補助金交付の決定内容その他法令、又はこれに基づく大臣の処分違反した場合
- 2 補助事業者は前項による返還命令を受けたときは、すみやかに返還しなければならない。
- 3 当協会は、第 1 項の規定により補助金の一部又は全部の返還を命じた場合であって、当協会が定めた期日までに返還すべき補助金が納付されなかった場合、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 19 条第 2 項に規定する割合の延滞金を課すものとする。

第 14 経理書類の保管

補助事業者は、補助事業に要した費用について他の経理と明確に区分し、その収入及び支出の内容を記載した帳簿を備え、その収入及び支出に関する証拠書類を整理し、これらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後 5 年間保存しておかなければならない。

第 15 書類の様式及び提出方法

- 1 本規程に基づく補助事業に係る書類の様式は、別表に定めるとおりとする。
- 2 前項に規定する書類のうち、補助事業者が申請又は報告等すべきものについては、マニュアルに定めるところに従い、当協会に提出するものとする。

第 16 運営

補助金の交付等に関しては、次の各号に定めるところにより行わなければならない。

- 一 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和 30 年政令第 255 号)
- 二 国土交通省所管補助金等交付規則 (平成 12 年内閣府・建設省令第 9 号)
- 三 補助事業等における残存物件の取扱いについて (昭和 34 年 3 月 12 日付建設省会発第 74 号建設事務次官通達)
- 四 公営住宅建設事業等における残存物件の取扱いについて (昭和 34 年 4 月 15 日付建設省住発第 120 号住宅局長通達)
- 五 住宅局所管補助事業の附帯事務費等の使途基準について (平成 7 年 11 月 20 日付建設省住総発 172 号住宅局長通知)
- 六 建設省所管補助事業における食料費の支出について (平成 7 年 11 月 20 日付建設省会発第 641 号建設事務次官通知)
- 七 住宅局所管補助事業等における消費税相当額の取扱いについて(平成 17 年 9 月 1 日付国住総第 37 号住宅局長通知)
- 八 住宅市場整備推進等事業費補助金交付要綱 (平成 21 年 4 月 1 日付国住生第 4 号)
- 九 その他関連通知等に定めるもの

第 17 雑則

この規程に定めるもののほか、業務の実施に必要な事項については、平成 29 年度省エネ性能に関する審査体制整備事業補助金交付申請等マニュアルに定めるものとする。

附 則

第 1 この規程は、平成 29 年 6 月 29 日から適用する。

第 2 この規程に基づいて提出を受けた申請書及び報告書等については、遅滞なく翌年度の事務事業者を引き継ぐこととし、円滑な事業執行に努めるものとする。

別 表

書 類 名	様 式
補助金交付申請書	様式 1
申請の制限に係る事案の有無等の確認書	様式 2
念書	様式 3
実施状況報告書	様式 4
補助金交付変更申請書	様式 5
完了実績報告書	様式 6
請求書	様式 7
補助金申請取下げ書	様式 8
廃止承認申請書	様式 9
補助金交付決定通知書	様式 10
補助金交付変更通知書	様式 11
補助金額の確定通知書	様式 12
覚書	様式 13